別紙

仕　様　書

１　概要

（１）　件名

光市立コミュニティセンター（７館）で使用する電力の供給

（２）　供給場所

ア　光市立室積コミュニティセンター（光市室積一丁目６番１号）

イ　光市立光井コミュニティセンター（光市光井四丁目２８番１号）

ウ　光市立浅江コミュニティセンター（光市浅江三丁目１８番１１号）

エ　光市立三島コミュニティセンター（光市三井六丁目３番１号）

オ　光市立大和コミュニティセンター（光市大字岩田２４８３番地１）

カ　光市立束荷コミュニティセンター（光市大字束荷１３０１番地）

キ　光市立塩田コミュニティセンター（光市大字塩田１９２７番地６）

２　仕様

（１）　供給期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

（地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約）

（２）　供給のための準備期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（３）　電気方式等

ア　電気方式　　交流３相３線式

イ　標準電圧　　６，０００Ｖ

ウ　標準周波数　　６０Ｈｚ

エ　受電方式　　１回線受電

オ　非常用自家発電設備　　なし

（４）　契約電力等

ア　予定契約電力　　３１９ｋＷ（各施設合計　別紙２「施設等一覧」参照）

（ただし、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

イ　予定使用電力量　　３１５，７５５ｋＷｈ（各施設合計）

（令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの各月の予定使用電力量は、入札書内訳書のとおりとする。）

ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。

ウ　平均力率　　１００％

エ　参考（令和７年４月から令和８年３月までの電力消費実績）

別紙１「１年間の電力消費実績表」参照

なお、三島コミュニティセンターについては令和７年６月１日開設のため、令和７年６月から令和８年５月までの電力消費実績値を記載している。

（５）　電力量の検針方法及び検針装置

別紙２「施設等一覧」のとおり

（６）　需給地点

別紙２「施設等一覧」のとおり

（７）　電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

（８）　保安上の責任分界点

需給地点に同じ

（９）　力率等

フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

（１０）　太陽光発電設備の有無

ア　別紙２「施設等一覧」のとおり

イ　余剰電力を売電していない

（１１）　契約期間中における、建替え等電力の契約に影響するような工事の有無

なし

（１２）　耐雪用電力の有無

なし

（１３）　施設ごとの単価設定

全施設同一単価での料金設定とし、施設ごとの設定は行わない。

３　燃料費等調整額

受注者の定める電気需給約款等に基づき算定された燃料費等調整額による。

４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、毎年度、経済産業大臣が定める単価による。

５　契約期間中における電気料金の算出式（１月当たり）

電気料金＝基本料金（１）＋電力量料金（２）＋燃料費等調整額（３）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（４）

（１） 基本料金　　＝契約電力×基本料金単価×力率割引率

＝契約電力×基本料金単価×（１８５(%)－当該月の平均力率(%)）

（２） 電力量料金　　＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

（３） 燃料費等調整額　＝当該月の使用電力量×当該月の燃料費調整単価等

（４） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

＝当該月の使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

（５） 契約電力及び最大需要電力の単位は１ｋＷとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

（６） 使用電力量の単位は１ｋＷｈとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

（７） 基本料金及び電力量料金は小数点第２位までとし、第３位を切り捨てる。

（８） 料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

６　現在の供給者及び契約電力

（１） 供給者及び契約電力

別紙２「施設等一覧」のとおり

（２） 備考

最終保障契約ではない

７　電気料金の請求及び支払方法

（１） 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は前項に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

（２） 毎月の請求書等は書面若しくはＷＥＢにより請求することとし、施設ごとの明細を添付すること。なお、書面の場合は担当課へ送付することとし、ＷＥＢで請求を行う場合は、あらかじめ担当課と調整を行うこと。

（３） 支払は、受注者からの適法な請求書受理後３０日以内に指定の口座への振込とする。

８　その他

（１） 受注者は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容を遵守すること。

（２） その他、定めのない供給条件等については、受注者の定める電気需給約款等により双方協議の上、定めるものとする。

９　担当課

光市地域づくり推進課　地域づくり支援係

郵便番号　７４３－００６３

所在地　　光市島田四丁目１４番３号